

デジタル商品およびプレミアムサービスの購入ならびにメンバーシップ協定に関する特別規約

1 特別規約の主題

本特別規約(「本規約」)は、Gameforge 4D GmbH、Albert-Nestler-Straße 8、76131 Karlsruhe(「Gameforge」)からの標準約款を補足するものである。本規約は、デジタル商品の使用権の購入に適用される。「デジタル商品」とは、次のすべてをいう。(i)すでに利用可能であるか、または将来リリースされる、オンラインゲーム用のクライアントソフトウェア、(ii)プレミアム通貨、および(iii)Gameforgeが運営するオンラインゲーム用の個別アイテムまたはパッケージにバンドルされたアイテム。本規約は、追加のゲームサービス(「プレミアムサービス」)の購入、ならびに標準約款第1.2条に基づく有料メンバーシップの協定、締結および終了にも適用される。

2 デジタル商品およびプレミアムサービスの購入に関する特別規約

2.1 ユーザーは、すでに利用可能であるか、または後日リリースされるソフトウェアの使用権を標準約款に従って購入することができ、かかるソフトウェアにより、Gameforgeが提供するオンラインゲームを購入時または後日のいずれかの時点でインストールし、使用することができる(「クライアントソフトウェア」)。かかる使用権の購入後、Gameforgeは、すでに利用可能なオンラインゲームのクライアントソフトウェアを、ユーザーがダウンロードすることができるよう提供するものとする。使用権の購入時にオンラインゲームが利用可能ではない場合(事前注文)、Gameforgeは、注文サイト上にリリース日を記載し、利用のためのアクセスをこの時点から有効にするものとする。リリース日は、拘束力を有しない納品日とみなされるものとする。正当な理由がある場合、とりわけ、問題の修正を目的とする場合、Gameforgeは、当初記載されたりリリース日から3か月以内の日付にリリース日を延期する権利を有する。

2.1.1 ユーザーは、Gameforgeが提供するショップサイト上で関連するオンラインゲームのクライアントソフトウェア(またはクライアントソフトウェアその他のデジタル商品を含むバンドル)を選択し、適切な「今すぐ購入」または類似する表記のボタンをクリックすることにより、クライアントソフトウェアの使用権を購入するための合意を締結することに同意する。当該合意は、ユーザーから提供されたメールアドレス宛てにGameforgeが合意の確認を送付することにより成立する。標準約款の第2.5条とは異なり、支払いプロセスの完了後にGameforgeがユーザーアカウントを作成し、ユーザーから提供されたメールアドレスにこれを関連付けた時点で、ライセンス合意も締結することができる。Gameforgeは、これを個別の状況に応じて示すものとする。

2.1.2 第2.1.1条に従って成立したライセンス合意の内容および範囲は、標準約款の第3.3条により確定される。

2.2 ユーザーは、本規約に基づいて支払いプロセスが完了したユーザーアカウントに使用が制限される仮想通貨(「プレミアム通貨」)を購入することができる。この「プレミアム通貨」は、それぞれ別のオンラインゲームで別々の名称を有する場合がある。

2.2.1 ユーザーは、Gameforgeが提供するショップページから、自らが購入を望む金額のプレミアム通貨を選択し、適切な「今すぐ購入」または類似する表記のボタンをクリックすることにより、プレミアム通貨を購入するための合意を締結することに同意する。当該合意は、Gameforgeがユーザーのアカウントにプレミアム通貨を付与した時点で成立する。

2.2.2

Gameforgeは、プレミアム通貨をユーザーに付与することにより、関連するオンラインゲーム内でGameforgeが提供する仮想商品(「ショップアイテム」)またはプレミアムサービスを取得するための、通常かつ譲渡不能の権利を契約期間中限定でユーザーに許諾する。関連するオンラインゲームにおいて詳述されるが、ユーザーアカウントに付与されるプレミアム通貨が当該の購入に十分であることを条件とする。プレミアム通貨は、指定された価格のショップアイテムまたはプレミアムサービスに応じた金額分ユーザーアカウントから引かれるものとする。

2.2.3 取得したプレミアム通貨に対するユーザーの権利は、標準約款により規定されるライセンス合意の終了後に消滅する。ユーザーアカウントが標準約款の第6.2条(d)項に従ってブロックされた場合、Gameforgeは、ブロックされている期間の履行を拒否する権利を有する。

2.2.4 第2.2.2条に従って取得したショップアイテムまたはプレミアムサービスを使用する権利は、標準約款により規定されるライセンス合意の終了後に消滅する。ショップアイテムまたはプレミアムサービスの説明において特定の最短期間が購入時に指定されていない限り、ユーザーは、ショップアイテムまたはプレミアムサービスを最短期間に使用する権利を有しない。

2.3 ユーザーは、仮想アイテム(「アイテム」)およびプレミアムサービスを、個別に、またはバンドルで併せて購入することができる。これらのアイテムおよびプレミアムサービスは、それぞれのオンラインゲームでのみ使用することができ、および一般的にはそれぞれの支払いに使用されたユーザーアカウントに対してのみ使用することができる。

2.3.1 ユーザーは、Gameforgeが提供するショップページから、自らが購入を望む金額のアイテムまたはプレミアムサービスを選択し、適切な「今すぐ購入」または類似する表記のボタンをクリックすることにより、アイテムまたはプレミアムサービスを購入するための合意を締結することに同意する。当該契約は、Gameforgeがユーザーのアカウントにアイテムまたは提供するプレミアムサービスを付与した時点で成立する。

2.3.2 第2.3.1条に従って取得したアイテムまたはプレミアムサービスを使用する権利は、標準約款により規定されるライセンス合意の終了後に消滅する。アイテムまたはプレミアムサービスの説明において特定の最短期間が購入時に指定されていない限り、ユーザーは、アイテムまたはプレミアムサービスを最短期間に使用する権利を有しない。

2.4 デジタル商品およびプレミアムサービスそれぞれの購入は、Gameforgeによって統合された決済サービスプロバイダーを通じて行われ、これらのプロバイダーは、ユーザーにさまざまな支払い手段(「決済方法」)を提供する。ユーザーは、利用可能な決済方法から希望のものを選択することができ、希望の決済サービスプロバイダーにより行われる取引実行の契約が通常、当該プロバイダーの利用規約に基づいて行われるものであることを認める。

2.5 ユーザーは、第2.1.1条、第2.2.1条および第2.3.1条に従って、第2.4条で定義されたような決済サービスプロバイダーを通じた決済取引を行うのに必要な各手順のどの段階であっても、自らの申し出を取り消すことができる。この時点までは、ブラウザーの戻るボタンをクリックして入力データを訂正することも可能である。

3 有料メンバーシップ協定に関する特別規約

3.1 メンバーシップ協定を結ぶことで、ユーザーは、自らが選択した(最短)期間にわたってオンラインゲーム内での特別な利益(例: 特別機能、限定エリアへのアクセス等)にあずかることができ、これらは非メンバーには与えられないものである。

3.2 ユーザーは、メンバーシップの(最短)期間およびこれに必要な関連する価格を選択する。ユーザーは、同じページで決済方法および決済サービスプロバイダーを選択する。これに応じて第2.2.1条、第2.4条および第2.5条が適用される。メンバーシップのために支払うべき金額は、当該メンバーシップ期間の開始時に前払い可能である。

3.3

メンバーシップは、各メンバーシップ期間の終了までのいかなるときであっても通知なしに解約することができる。解約は、メールまたは書面で交付可能である。ユーザーアカウントの管理画面に解約機能が統合されている場合、これも解約の意思表示に利用することができる。ユーザーによって選択された決済方法が契約の自動更新を妨げるものでないことを条件として、メンバーシップは、当該期間の終了後、元々同意された期間と同一の期間分自動的に更新される。ただし、これは期間満了までに契約当事者のいずれかにより解約されない場合に限る。メンバーシップ協定を締結する前に、ユーザーは、契約の自動更新の有無について知らされるものとする。

4 ユーザーの利益のためのデジタル商品およびプレミアムサービスならびにメンバーシップ協定の購入

4.1 本規約の第2条および第3条に基づいてGameforgeが提供するサービスの契約パートナーは、ユーザーおよびユーザーの利益のためにのみサービスを購入する者に限られない(第三者の利益のための契約)。これは特に、第2.4条の目的のための支払い手段を有する者(例: クレジットカード、銀行口座、電話回線等の保有者)が当該ユーザーのためにサービスの取得を希望する場合などが該当する。

4.2 第4.1条で述べられたような場合、当該サービスは、付与されるユーザーアカウントの保有者のみがGameforgeに対して要求することができる。Gameforgeは、かかるサービスを当該ユーザーに直接提供する。

5 解約時の返金について

5.1 法定の解約権が有効に行使されない限り、未使用のプレミアム通貨またはメンバーシップの残存期間に対する支払いへの返金は、標準約款の第8.5条に従ってのみ可能である。

5.2 法定の解約権が有効に行使された場合、Gameforgeは、規則としてユーザーが支払いに使用したものと同一決済方法を用いるものとする。これが不可能な場合には、被送金人によって指定された口座に対する銀行振込で返金を行うものとする。

6 その他

6.1 インターネット通信費ならびにGameforgeが第2条および第3条に従って提供するサービスの価格以外のいかなる追加費用も発生しない。

6.2 Gameforgeは、<https://billing.gameforge.com> で課金サポートを、<http://support.gameforge.com/> でゲームのサポートを提供する。その他の手段(例: 電話、ソーシャルメディア等)でのサポートは提供されない。

6.3 [標準約款の第10条](#)がそれぞれ適用される。

2019年7月、カールスルーエ

Gameforge 4D GmbH
Albert-Nestler-Straße 8
76131 Karlsruhe
ドイツ

地方裁判所Mannheim、HRB718029
売上税納税者番号: DE 814330106
マネージング・ディレクター: Alexander Rösner

オンライン紛争処理に関する告知:

Gameforge 4D GmbHはその種の手続きに関与する義務を有さず、またそれを行うことも意図しない。

